

門真市立学校水泳授業民間活力導入検討事業バス送迎業務委託 仕様書

1. 業務の内容

門真市が実施する事業等で、マイクロバスによる人員の輸送が必要な場合の車両の送迎業務

2. 業務期間

契約締結日から令和7年12月12日まで

3. 業務場所

(1) 対象校

学校名	住所
門真市立古川橋小学校	門真市御堂町18-9
門真市立第二中学校	門真市沖町10-1
門真市立門真みらい小学校	門真市浜町22-41
門真市立水桜小学校	門真市三ツ島6-2-1
門真市立四宮小学校	門真市四宮2丁目8-1

(2) 水泳施設

施設名	住所	対象校
NS I 古川橋スポーツクラブ	門真市末広町31-10	古川橋小学校・第二中学校
スポーツクラブ ビッグ・エス大日	守口市大日町2丁目1-18	門真みらい小学校
スイミングスクール ビッグ・エス鶴見	大阪市鶴見区浜3丁目19-5	水桜小学校・四宮小学校

※学校や施設については、変更する場合もある。

4. 借上げ車両

マイクロバス

乗務員を含め、乗車定員28人以上（正座席22席＋補助席6名）であること。

5. 業務要領等

(1) 配車手続

- ① 発注者は、令和7年6月運行分を除き、運行依頼日の1か月前までに別紙1「運行依頼書」により受注者に運行を依頼するものとする。ただし、運行依頼日の1か月前未満の依頼であっても受注者はバスの配車にできる限り協力すること。
- ② 受注者は、発注者からの運行依頼書に基づきバス及び運転手を手配し、配車する。
- ③ 受注者の営業所が複数ある場合には、門真市役所から最も近い距離にある営業所より、配車すること。
- ④ 発注者は、受注者に依頼した運行内容に変更のあるときは、速やかに受注者に通知

するものとする。

(2) 業務完了確認及び支払

- ① 受注者は、業務が終了後、遅滞なく別紙2「門真市立学校水泳授業民間活力導入検討事業バス送迎業務委託運行記録兼料金計算書」を発注者に提出するものとする。
- ② 発注者は、前項の運行記録兼料金計算書を受理したときは、業務完了の確認のための検査を行うものとする。
- ③ 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い、発注者の再検査を受けるものとする。
- ④ 受注者は、検査又は再検査の合格の通知を受けたときは、発注者の指定する請求書により委託料の支払いを請求するものとする。
- ⑤ 発注者は、適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

6. 配車希望日時

門真市立古川橋小学校 (門真市御堂町18-9)		⇔	NSI古川橋スポーツクラブ (門真市末広町31-10)		最小 バス定員
①令和7年6月13日(金)	時間	8:45~15:10	台数	マイクロ2台	28
令和7年6月13日(金)	時間	9:45~12:05	台数	マイクロ1台	28
②令和7年6月20日(金)	時間	8:45~15:10	台数	マイクロ2台	28
令和7年6月20日(金)	時間	12:50~15:10	台数	マイクロ1台	28
③令和7年6月27日(金)	時間	8:45~15:10	台数	マイクロ2台	28
令和7年6月27日(金)	時間	9:45~12:05	台数	マイクロ1台	28
④令和7年7月4日(金)	時間	8:45~15:10	台数	マイクロ2台	28
令和7年7月4日(金)	時間	12:50~15:10	台数	マイクロ1台	28
⑤令和7年7月11日(金)	時間	8:45~15:10	台数	マイクロ2台	28
令和7年7月11日(金)	時間	9:45~12:05	台数	マイクロ1台	28
⑥令和7年8月28日(木)	時間	8:30~10:40	台数	マイクロ2台	28
⑦令和7年8月29日(金)	時間	8:45~15:10	台数	マイクロ2台	28
⑧令和7年9月3日(水)	時間	8:30~10:40	台数	マイクロ2台	28
⑨令和7年9月4日(木)	時間	8:30~10:40	台数	マイクロ2台	28
⑩令和7年9月5日(金)	時間	8:45~15:10	台数	マイクロ2台	28
⑪令和7年9月10日(水)	時間	8:30~10:40	台数	マイクロ2台	28
⑫令和7年9月11日(木)	時間	8:30~10:40	台数	マイクロ2台	28
⑬令和7年9月17日(水)	時間	8:30~10:40	台数	マイクロ2台	28
⑭令和7年9月18日(木)	時間	8:30~10:40	台数	マイクロ2台	28
⑮令和7年9月24日(水)	時間	8:30~10:40	台数	マイクロ2台	28
⑯令和7年9月25日(木)	時間	8:30~10:40	台数	マイクロ2台	28

門真市立第二中学校 ⇄ NSI古川橋スポーツクラブ (門真市沖町10-1) ⇄ (門真市末広町31-10)			最小 バス定員
①令和7年9月12日(金)	時間 8:45~12:05	台数 マイクロ3台	28
②令和7年9月19日(金)	時間 8:45~12:05	台数 マイクロ3台	28
③令和7年9月26日(金)	時間 8:45~12:05	台数 マイクロ3台	28
④令和7年11月7日(金)	時間 8:45~12:05	台数 マイクロ3台	28
⑤令和7年11月14日(金)	時間 8:45~12:05	台数 マイクロ3台	28
⑥令和7年11月21日(金)	時間 8:45~12:05	台数 マイクロ3台	28
⑦令和7年11月28日(金)	時間 8:45~12:05	台数 マイクロ3台	28
⑧令和7年12月5日(金)	時間 8:45~12:05	台数 マイクロ3台	28
⑨令和7年12月12日(金)	時間 8:45~12:05	台数 マイクロ3台	28

門真市立門真みらい小学校 ⇄ スポーツクラブビッグ・エス大日 (門真市浜町22-41) ⇄ (守口市大日町2丁目1-18)			最小 バス定員
①令和7年6月23日(月)	時間 9:30~12:40	台数 マイクロバス4台	28
②令和7年6月30日(月)	時間 9:30~12:40	台数 マイクロバス4台	28
③令和7年7月7日(月)	時間 9:30~12:40	台数 マイクロバス4台	28
④令和7年9月1日(月)	時間 9:30~12:40	台数 マイクロバス4台	28
⑤令和7年9月8日(月)	時間 9:30~12:40	台数 マイクロバス4台	28
⑥令和7年9月22日(月)	時間 9:30~12:40	台数 マイクロバス4台	28
⑦令和7年9月29日(月)	時間 9:30~12:40	台数 マイクロバス4台	28
⑧令和7年10月6日(月)	時間 9:30~12:40	台数 マイクロバス4台	28

門真市立水桜小学校 ⇄ スイミングスクールビッグ・エス鶴見 (門真市三ツ島6-2-1) ⇄ (大阪市鶴見区浜3丁目19-5)			最小 バス定員
①令和7年10月20日(月)	時間 8:45~12:15	台数 マイクロバス1台	28
②令和7年10月27日(月)	時間 8:45~12:15	台数 マイクロバス1台	28

門真市立四宮小学校 ⇄ スイミングスクールビッグ・エス鶴見 (門真市四宮2-8-1) ⇄ (大阪市鶴見区浜3丁目19-5)			最小 バス定員
①令和7年6月2日(月)	時間 8:45~12:15	台数 マイクロ3台	28
②令和7年6月6日(金)	時間 8:45~12:15	台数 マイクロ1台	28
③令和7年6月9日(月)	時間 8:45~12:15	台数 マイクロ3台	28
④令和7年6月16日(月)	時間 8:45~12:15	台数 マイクロ2台	28

※学校や水泳事業者と調整する中で、多少時間が前後する場合がある。

7. 資格要件

- (1) 受注者は、「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を有していること。
- (2) 門真市役所を中心とする半径5キロメートル以内にマイクロバス及び大型バスを配車することのできる営業所があること。
- (3) 受注者は、すべての運行依頼日で、乗務員を含め、乗車定員28人以上（正座席22席以上）のマイクロバスを必要台数用意できること。
- (4) 受注者は、運行依頼日に変更があった場合でも、できる限りバスの配車に協力すること。
- (5) 受注者は、借上げ車両が水泳施設から対象校に向け出庫する際、原則対象校へ出庫した旨を連絡すること。

8. 送迎料金

- (1) 送迎料金は、1キロメートルあたり単価（以下「キロ単価」という。）及び平日1時間あたり単価（以下「平日時間単価」という。）並びに休日1時間あたり単価（以下「休日時間単価」という。）により算出した金額とする。
- (2) 前項において、休日は、運行が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる日（以下「休日」という。）とし、平日は、休日以外の日とする。
- (3) 送迎1回あたりの送迎料金は、運行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）と、出庫前と帰庫後の点呼・点検時間の1時間ずつ（計2時間）を合算した時間に、平日時間単価又は休日時間単価を乗じた額と、キロ単価に運行距離（回送距離を含む。）を乗じた額の合計額とする。
- (4) 1回の運行時間が3時間未満の運行については、3時間として計算する。
- (5) 運行時間が3時間を超え、1時間に満たない端数時間が発生した場合の計算方法は、30分以上の場合は、1時間として計算し、30分未満の場合は、切り捨てるものとする。
- (6) 運行が一日のうちに送りと迎えの両方あり、かつ、送迎間の拘束時間がない場合については、出庫前の点呼・点検時間（1時間）と送りの運行に要する時間（3時間未満の場合は、3時間）を合算した時間及び迎えの運行に要する時間（3時間未満の場合は、3時間）と帰庫後の1時間を合算した時間の合計時間に平日時間単価又は休日時間単価を乗じた額とする。この場合において、走行距離については、出庫から送りのために要する目的地までの走行距離と、迎えのために要する目的地から帰庫までの走行距離を合算し、キロ単価を乗じた額とする。
- (7) 合計送迎料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (8) 発注者の都合による運行依頼の取消しについては、14日前までのキャンセルについては、送迎料金は発生しないものとする。
- (9) 発注者の都合による運行依頼の延期については、配車日の7日前までであれば、キャンセル料は発生しないものとする。

- (10) 受注者所有のバスのみで対応できない場合、他者のバスを傭車することも可能とするが、傭車に要した時間や距離は、送迎料金に含まないものとする。
- (11) 教育委員会の判断（感染症及び自然災害等の影響で授業実施が困難な場合）で、授業の実施を延期及び中止する場合のキャンセル料については、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

9. 契約金額に含まれる費用等

- (1) 運転手等の雇用及びこれに伴う一切の費用
- (2) 車両の持込み（借上げ）に要する費用
- (3) 燃料の購入及び給油費用
- (4) 消耗品の補充及び交換費用
- (5) 車両の清掃に係る費用
- (6) 自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険加入に係る一切の費用
- (7) 交通事故の処理に関する一切の費用
- (8) 車検及び点検整備に係る費用
- (9) 自動車重量税及び自動車税にかかる費用
- (10) 故障及び事故時の代替輸送に要する費用
- (11) その他車両の維持管理及び運行等に必要な費用

10. 契約金額に含まれない費用

- (1) 有料道路通行料
- (2) 駐車料金

11. 提出物

- (1) 契約締結後、直ちに提出するもの
 - ① 「一般貸切旅客自動車運送事業」許可証の写し
 - ② マイクロバス及び大型バスを配車することのできる営業所と、それぞれの学校との位置関係を示し、また、その直線距離を示した地図を発注者に届け出ること。
 - ③ 緊急時及び災害時の連絡体制
 - ④ 使用するマイクロバス及び大型バスの座席配置図（PDF 等のデータにて提出すること。）

12. 責任の所在

送迎業務にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。万が一事故が起こった場合は、学校と協力して事態の収拾を図ること。また、経緯等の報告を教育委員会へ行うこと。なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこと。

- (1) 送迎中に運転手の重過失や故意の過失のため、児童・生徒、教職員に対し、事故が発生した場合。

- (2) 運行中に、運転手の重過失や故意の過失のため、バスの到着時間が大幅に遅れるなどして、水泳授業を実施することができず、キャンセル料等が発生した場合。

13. その他

- (1) 加入する自動車任意保険は「対人：無制限、対物：無制限」とし、事故発生時の補償、交渉、その他の処置は受注者で行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との両者協議の上決定する。